

ID: 1013

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	流域下水道における汚濁原因者への工事費用負担命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道法 第25条の30第1項		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第79号		
<b>【基準】</b>	<p>法第25条の30第1項において準用する法第18条の2の規定による。 (汚濁原因者負担金)</p> <p>第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年7月1日